

3. 解体等工事の発注者が配慮すべき事項

〈解体等工事に係る調査及び説明等〉

解体等工事の発注者は、元請業者が行う石綿含有建材の使用状況に関する事前調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければなりません。

【法第18条の15】

〈特定工事の発注者等の配慮等〉

石綿含有建材の除去等作業を含む解体等工事の発注者は、元請業者に対し、施工方法、工期、工事費等の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければなりません。

【法第18条の16】

解体等工事の作業内容等は、発注内容に大きく左右されます。発注者は、適切な石綿含有建材の有無に関する調査の実施、作業基準が適切に遵守される施工方法について元請業者とよく協議し、工期や費用の面で配慮、協力することが求められます。